

平成12年9月29日  
衛 産 第 7 9 号

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理  
施設の許可事務の取扱いについて（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第105号）の施行により、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置の許可については、暴力団員等に係る欠格要件が追加され、また、産業廃棄物処理施設の設置の許可については、申請者の能力に関する要件等が追加されるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び同法施行規則の改正により、新たな許可の手続が定められたところである。

今般、許可事務の取扱いについて下記のとおり要領を定めたので、許可に当たっては、これらに十分留意の上、厳格な運用に努められたい。

記

第1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可について

1. 許可の申請

申請に係る事業の範囲は、収集運搬業にあつては積替えの有無及び取り扱う産業廃棄物の種類により、処分業にあつては中間処理又は最終処分の区分及び焼却処分、埋立処分等の中間処理又は最終処分の内容並びに取り扱う産業廃棄物の種類により示されるものであることから、その区分に従って行われるものであること。このうち、取り扱う産業廃棄物の種類については、申請に係る施設によっては取り扱うことができない性状の産業廃棄物があることに留意し、必要に応じて、例えば「汚泥（含水率何パーセント以下の無機性のものに限る。）」のように限定するものであること。

具体的な申請書の記載については、後述する許可証の記載の例によるものとする。

2. 許可の性質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第3項及び第6項並びに第14条の4第3項及び第6項は、申請者が技術上の基準に適合する施設及び能力を有し、かつ欠格要件に該当しない場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えられているものではないこと。

### 3. 施設に係る基準

- (1) 申請に係る施設について、その構造が取り扱う産業廃棄物の性状に応じた適正な処分ができるものであること、稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ維持管理が適正に行えるものであること等について必ず実地に確認すること。その際、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第7条に掲げる産業廃棄物処理施設以外の施設である場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第12条及び第12条の2に定める技術上の基準を参考とされたいこと。
- (2) 申請者が、当該申請に係る施設について、継続的に使用する権原を有していることを確認すること。

### 4. 経理的基礎

- (1) 申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)の内容を十分審査し、事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。
- (2) 申請者が個人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)の内容を十分審査し、事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。
- (3) 事業の開始に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料などが含まれるものであること。
- (4) 資金の調達を記載した書類には、資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載させるものとし、利益をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載させること。
- (5) 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。
- (6) 事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が3割を超えていることが望ましいものと考えられる財政状態に関しては、少なくとも債務超過の状態でないことが相当であ

る。)が、なお、以下に留意して判断されたいこと。

事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること、役員報酬が著しく少なく計上されていないことなどを確認すること。

中間処理業者にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保され、最終処分業者にあつては、埋立処分終了後の維持管理に要する費用が積み立てられていることなどを確認すること。

利益が計上できているか否かについては、過去3年間程度の損益平均値をもって判断することとし、欠損である場合にあつても直前期が黒字に転換しているか否かを勘案して判断すること。

高額の設定投資を要する場合にあつては、設備投資の当初に利益を計上できないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案して判断すること。

経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局などの協力も求めるなどして、慎重に判断すること。

## 5. 欠格要件

### (1) 総論

欠格要件は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除するために申請者の一般的適性についての要件を定めたものであつて、これらに該当しないことが許可の要件とされていることから、許可に当たっては、これらに該当する事由の有無について確実に調査を行うこと。なお、関係行政機関に照会する場合にあつては、(6)に関する場合を除き、法第23条の5に基づき行うものであること。

### (2) 成年被後見人又は被保佐人に関する欠格要件

申請者に後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条に規定する登記事項証明書(以下「登記事項証明書」という。)を提出させることなどにより、該当する事由の有無について調査すること。

申請者から登記事項証明書の提出がないときは、後見登記等に関する法律第10条第5項に基づき、東京法務局あて登記事項証明書の交付を請求すること。

### (3) 破産者に関する欠格要件

申請者が個人である場合には、申請者の本籍地がある市町村あて照会を行うことなどにより、該当する事由の有無について調査すること。申請者が法人である場合には、商業登記簿により該当する事由の有無を調査すること。

### (4) 刑罰に関する欠格要件

法第14条第3項第2号イ及び第6項第2号並びに第14条の4第3項第2号及び第6項第2号による法第7条第3項第4号ロ及びハに該当する事由の有無については、次のとおり調査すること。

申請者が個人である場合には、申請者の本籍地がある市町村あて照会を行うこと。

申請者が法人である場合には、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方検察庁あて照会を行うこと。

申請者が外国人である場合には、東京地方検察庁あて照会を行うこと。

## (5) おそれ条項

法第14条第3項第2号イ及び第6項第2号並びに第14条の4第3項第2号及び第6項第2号による法第7条第3項第4号ホの規定（以下「おそれ条項」という。）は、法第7条第3項第4号イからニまで及び第14条第3項第2号ロからヘまでのいずれにも該当しないが、申請者の資質及び社会的信用の面から業務の適切な運営を期待できないことが明らかである場合には、許可をしないことができること。具体的には、次の場合がこれに該当するものとして考えられること。

過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合

法、浄化槽法、令第4条の5各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

に掲げる法令に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合

その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合

## (6) 暴力団員等に関する欠格要件

新規又は更新の許可をするときは、法第23条の3第1項の規定により、法第14条第3項第2号ロからヘまでに該当する事由の有無について、当該都道府県の区域を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の意見を聴取すること。

警察本部長への意見聴取は、別紙1に規則様式第6号、第8号、第12号又は第14号の写しを添付することにより、文書で行うこと。

警察本部長からは、該当する事由の有無について、文書で意見が陳述されること。

意見陳述がなされた場合にあっては、おおむね3ヶ月ごとに別紙2により許可又は不許可の結果を警察本部長に通知すること。

## 6. 許可の条件

法第14条第7項又は法第14条の4第7項の生活環境保全上必要な条件は、申請者に対して、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について、付すものであること。

具体的には、例えば、収集運搬業については、その運搬経路又は搬入時間帯を指定すること、中間処理業については、中間処理に伴い生ずる排ガス、排水等の処理方法を具体的に指定することなどが考えられること。

## 7. 許可証の交付

(1) 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証（規則様式第7号及び第9号）の「事業の範囲」の欄に記載する産業廃棄物の種類の具体的記載については、処理業者が関係者に対し、取り扱う産業廃棄物の種類を明確に示すことができるように、次の例により行うこと。

燃え殻の場合

燃え殻(判定基準に適合しないもの及び特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

含水率 85%以下の汚泥の場合

汚泥(含水率 85%以下のものに限り、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

廃プラスチック類、紙くず及びゴムくずの場合

廃プラスチック類、紙くず及びゴムくず(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

廃プリント配線板の場合

廃プラスチック類及び金属くず(廃プリント配線板を含む。)

令第6条第1項第3号イ(6)に掲げる産業廃棄物の場合

がれき類

- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可証(規則様式第13号及び第15号)の「事業の範囲」の欄に記載する特別管理産業廃棄物の種類の具体的記載については、次の例により行うこと。

燃焼しやすい廃油の場合

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

著しい腐食性を有する廃酸の場合

廃酸(水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

著しい腐食性を有する廃アルカリの場合

廃アルカリ(水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

感染性産業廃棄物の場合

感染性産業廃棄物

廃PCB等の場合

廃PCB等

廃石綿等の場合

廃石綿等

水銀を含むばいじんの場合

ばいじん(水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

トリクロロエチレンを含む廃油の場合

廃油(トリクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

カドミウムを含む廃酸の場合

廃酸(カドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

シアン化合物を含む汚泥の場合

汚泥(シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

- (注1) から までに掲げる特別管理産業廃棄物であって特定有害産業廃棄物であるものを取り扱う特別管理産業廃棄物処理業者については、例えば、廃酸(水

素イオン濃度指数 2.0 以下のものであってカドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)のように記載すること。

(注 2) から までに掲げる特別管理産業廃棄物又はそれらと同じ種類の産業廃棄物であって特定有害産業廃棄物であるものを取り扱う業者については、例えば、廃酸(水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又はカドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)のように記載すること。

(3) 許可証の「許可の条件」の欄は法第 14 条第 7 項及び法第 14 条の 4 第 7 項の「生活環境保全上必要な条件」を記載するものであり、許可証の「事業の範囲」に記載すべき内容を「許可の条件」として記載してはならないこと。

(4) 許可番号

許可の事務を全国的に統一するとともに、許可の審査並びに産業廃棄物処理業者行政処分及び指導に際して、他の都道府県又は政令市との情報交換に資するため、別途定める要領により、全国統一的な許可番号を付するものとする。

## 8. 許可証の返納

(1) 法第 14 条第 2 項又は法第 14 条の 4 第 2 項の規定による許可の更新を行う場合、法第 14 条の 2 第 1 項又は法第 14 条の 5 第 1 項の規定による変更の許可を行う場合、許可証を破り又は汚した場合等に新たな許可証を交付する場合は、従前の許可証は返納させるものとする。また、許可証を紛失した者が新たな許可証の交付を受けた場合において紛失した従前の許可証を発見した場合も当該許可証を返納させるものとする。

(2) 処理業者が事業の全部を休止若しくは廃止する場合、法第 14 条の 3 (第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し若しくは停止を行う場合又は許可が失効した場合は、許可証を返納(事業の休止又は許可の停止の場合は、休止又は停止期間中の一時返納)させるものとする。

## 9. 台帳の整備

次の事項を処理業者ごとに記載した産業廃棄物収集運搬業者台帳、産業廃棄物処分業者台帳、特別管理産業廃棄物収集運搬業者台帳及び特別管理産業廃棄物処分業者台帳を作成し、これを保管すること。

(1) 許可番号

(2) 氏名又は名称及び住所並びに電話番号(法人にあつては、その代表者の氏名)

(3) 許可(新規、更新、変更)年月日

(4) 事務所及び事業場の所在地

(5) 事業の範囲

(6) 許可の条件

(7) 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の種類、数量、設置場所及び処理能力(最終処分場の場合には、埋立地の面積及び埋立容量)

(8) 行政処分の状況

## 10. その他

- (1) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。
- (2) 新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。
- (3) 法第20条の2の廃棄物再生事業者の登録を受けた者であっても、産業廃棄物の処理を業として行う場合には、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受ける必要があること。
- (4) 建設工事を発注者甲から請け負った乙が、建設工事に伴って生ずる産業廃棄物の処理を自ら行わず他の者丙に行わせる場合は、原則として乙は産業廃棄物の排出事業者該当し、丙は産業廃棄物の処理業者に該当することとなるので、このことを関係事業者に関知徹底させるとともに、必要となる産業廃棄物処理業の許可事務を執行すること。
- (5) 新たに政令市が設置された場合において、事業場の所在地が当該市のみである産業廃棄物処分業の許可については、許可権者が都道府県知事から政令市長に移行するものとし、都道府県知事の許可は失効するものであること。

## 第2 産業廃棄物処理施設の許可について

### 1. 許可の申請

#### (1) 設置の場所等

法第15条第2項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可の申請書の記載方法については、次のとおりとすること。

第2号の「設置の場所」には、施設を設置することを予定している場所の住所を記載すること。

第3号の「施設の種類」には、令第7条に規定された施設の区別を記載すること。

第4号の「処理する廃棄物の種類」には、法第2条第4項及び令第2条に規定された産業廃棄物の種類を記載すること。

第5号の「処理能力」には、1時間当たりの処理能力、稼働時間及びこれらに乗じて得た1日当たりの処理能力を記載すること。なお、最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量を記載すること。

第6号の「施設の位置、構造等の設置に関する計画（以下「設置に関する計画」という。）」に係る事項として記載すべきものは、規則第11条第2項に規定されているが、その詳細は次のとおりとすること。

ア．第1号の「施設の位置」には、設置予定場所の敷地内での施設の配置を図面をもって記載すること。

イ．第2号の「施設の処理方式」には、例えば、焼却施設であればストーカ式、ロータリーキルン方式、流動床方式等の別を記載すること。

ウ．第3号の「施設の構造及び設備」は、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図面等を利用して記載すること。

エ．第4号の「排ガス及び排水の量及び処理方法」には、排ガスについては排ガス量及び処理方法並びに煙突の数、設置位置及び高さ等を、排水については排水量及び処理方法並びに放流口の数、位置及び放流先等を記載すること。

オ．第5号の「設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値」には、定常運転を行った際の設計計算値を記載すること。

第7号の「施設の維持管理に関する計画」に係る事項として記載すべきものは、規則第11条第3項に規定されているが、その詳細は次のとおりとすること。

ア．第1号の「排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値」には、申請者として廃棄物処理施設に係る周辺的生活環境の保全を考慮したうえで自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等を記載すること。

イ．第2号の「測定頻度に関する事項」には、自ら実施することとした排ガス等の測定の頻度、箇所数等を記載すること。

ウ．第3号の「その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項」とは、例えば施設の点検等に関する事項が考えられること。

## (2) その他の記載事項

規則第11条第5項第3号の「埋立処分の計画」には、埋立方式、埋立順序、埋立法面の形状、埋立高さ、埋立処分終了予定年月及び埋立処分の終了後に行う維持管理の内容等を記載すること。

規則第11条第5項第4号の「廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項」には、当該廃棄物処理施設への廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び時間等を記載すること。

## 2．許可の性質

法第15条の2第1項は、施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合すること、施設の設置及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされたものであること、申請者の能力が技術上の基準に適合すること及び申請者が欠格要件に該当しないことのいずれの要件にも適合する場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

## 3．生活環境影響調査書

産業廃棄物処理施設の設置許可及び変更許可の申請書には、当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を添付しなければならないこと。

生活環境影響調査書の記載事項は、規則第11条の2に規定されているが、その詳細



は次のとおりとすること。

(1) 第1号の記載事項は次のとおりとすること。

調査を行う事項は、当該施設の稼働並びに当該施設に係る産業廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じると考えられる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項とすること。

調査事項及び各調査事項の具体的な項目(以下「生活環境影響調査項目」という。)については、産業廃棄物処理施設の種類及び規模、処理される産業廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して必要な調査事項及び生活環境影響調査項目を申請者が選定すること。

生活環境影響調査項目は、調査事項ごとに次に示すものの中から選定することを基本とすること。

ア．大気汚染

焼却施設の煙突から排出される排ガスについては、二酸化硫黄、二酸化窒素、ばいじん、塩化水素及びダイオキシン類の濃度その他処理する産業廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目

最終処分場における産業廃棄物の埋立については、粉じん、ばいじん及び粒子状物質の濃度等

廃棄物運搬車両の走行等により排出される自動車排気ガスについては、二酸化窒素の濃度等

イ．水質汚濁

施設から排出される排水については、生物化学的酸素要求量(排出先が海域又は湖沼の場合は化学的酸素要求量)、浮遊物質量、窒素又はりん含有量(排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)別表第2の備考6又は7に定める場合に限る。)その他処理する廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目

ウ．騒音

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する騒音

エ．振動

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する振動

オ．悪臭

煙突等から排出される悪臭又は施設から漏洩する悪臭については、廃棄物の種類又は性状から排出が予想される悪臭物質又は臭気指数等

(2) 第2号には、生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法を記載すること。調査項目に係る現況把握の具体的な方法としては、施設の種類及び規模並びに自然的条件及び社会的条件を踏まえて、調査対象地域を設定したのち、既存の文献又は資料により行うこととし、それらだけでは現況把握が不十分な場合には、現地調査によりこれを補うものとする。

(3) 第3号には、影響の程度を予測するために把握した自然的条件及び社会的条件の現況及びその把握の方法について記載すること。調査項目に係る現況把握の方法としては、既存の文献又は資料により行うこととし、それらだけでは影響の予測及び影響の

程度の検討を行う上で不十分な場合には、現地調査によりこれを補うものとする。把握する自然的条件及び社会的条件については、調査事項ごとに次に示すものを基本とすること。

大気汚染

気象（風向、風速、大気安定度等）、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源

水質汚濁

水象（河川の流量、流況等）、水利用及び主要な発生源

騒音

土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源

振動

土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源

悪臭

気象、土地利用、人家等及び主要な発生源

なお、気象・水象については、調査対象地域の特性等を勘案し、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度の調査とすること。

(4) 第4号の記載事項は次のとおりとすること。

施設の設置により予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及びその変化が及ぶ地域の範囲並びにその予測の方法を記載すること。

生活環境に対する影響の予測は、計画されている施設の構造及び維持管理を前提として、一般的に用いられている予測方法により行うこととし、定量的な予測が可能な生活環境影響調査項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行うものであること。なお、生活環境影響調査項目の変化の程度については、その影響が最大になると想定される時期における予測を行うこと。

調査事項ごとの標準的な予測手法は、次に示すとおりであること。

ア．大気汚染

ブルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法

イ．水質汚濁

数値計算手法を用いて水質濃度を予測する方法

ウ．騒音

騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法

エ．振動

振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法

オ．悪臭

煙突等から排出される悪臭については、ブルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて悪臭濃度又は臭気指数を予測する方法

施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例からの類推による方法

(5) 第5号の記載事項は次のとおりとすること。

施設の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測され

る変化の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら分析を行い、環境基準等の目標と併せて分析結果を記載すること。

調査事項ごとの分析すべき影響は、次に示すものを原則とすること。

ア．大気汚染

寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）及びその周辺の人家等を含む地域における影響

イ．水質汚濁

排水の排出口の直下流等の水道の取水地点等における利水上の支障等の影響

ウ．騒音

騒音の大きさの寄与が最大となると予測される施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）における影響

エ．振動

振動の大きさの寄与が最大となると予測される施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）における影響

オ．悪臭

煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）及びその周辺の人家等を含む地域における影響

施設から漏洩する悪臭については、施設周辺の人家等が存在する地域における影響

- (6) 第6号の記載事項については、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭のうち、施設の構造又は処理する産業廃棄物の種類により影響の発生が想定されない場合（例えば、排水を排出しない施設での水質汚濁の影響など）等については、調査を行うことを要しないが、その場合は、調査を行わなかった生活環境影響調査項目及び調査を行う必要がないと判断した理由を記載すること。
- (7) 生活環境影響調査書は、施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）が生活環境の保全上の見地からの意見を述べる際の基礎的な情報となるものであるため、図表を用いて表すなど分かりやすい記述に努めるとともに、引用した文献又は資料についてはその出典を明らかにすること。
- (8) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく評価書又は地方公共団体における環境影響評価に関する条例等に基づき実施された環境影響調査（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）の結果であって必要な記載事項を満たしているものを、法に基づく生活環境影響調査書として添付することは差し支えないこと。
- (9) 2以上の産業廃棄物処理施設を近接して設置しようとする場合は、当該施設の設置者は、これらの施設について併せて生活環境影響調査を行うことができるものである

こと。

#### 4. 申請書等の告示及び縦覧、関係市町村長からの意見の聴取並びに利害関係者の意見書の提出

- (1) 申請書の記載事項の不備その他の申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対して相当の期間を定めて補正を求めたうえで、(3)から(10)までの申請書等の告示及び縦覧の手続を行うこと。
- (2) 申請書等の告示及び縦覧、関係市町村長からの意見の聴取、利害関係者の意見書の提出並びに専門的知識を有する者の意見の聴取の手続は、申請内容が法第15条の2第1項第2号に掲げる要件に適合しているかどうかの判断に資する観点から行われるものであること。したがって、申請内容が同項第1号に規定する厚生省令（最終処分場の場合は、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準（以下「構造基準」という。）に適合しない場合には、(3)から(10)までの申請書等の告示及び縦覧の手続を経ずに不許可処分をしても差し支えないこと。
- (3) 申請書等の告示は、焼却施設又は最終処分場の設置許可又は変更許可の申請が行われ、利害関係者が関与する手続が開始されることを広く知らしめるものであり、その方法としては、地方公共団体の公報その他の広報紙への掲載等利害関係者が通常その内容を知り得る方法により行うことを原則とすること。
- (4) 告示する内容は、申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、産業廃棄物処理施設の設置の場所、施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、申請年月日、縦覧場所に加え、縦覧の期間及び時間、利害関係者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる旨、意見書提出の期限及び提出先、意見書提出者の氏名や住所等意見書に記載すべき事項とすること。
- (5) 申請書等の縦覧は、利害関係者に対して申請書及び生活環境影響調査書の内容の周知を図るための手段であることにかんがみ、縦覧場所については、設置予定場所の近傍の保健所等利害関係者が利用しやすい場所とすること。
- (6) 縦覧期間は告示の日から1月間であり、これは告示の日の翌日から起算し、休日、祝日も含むものであるが、休日、祝日や通常の執務時間外において縦覧に供することまで求める趣旨ではないこと。
- (7) 関係市町村長の意見の期限は、設置場所や処理能力等により異なると考えられるが、利害関係者の意見書提出の期限が縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間となっていることを勘案して設定すること。
- (8) 生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる者としては、周辺に居住する者を始め、施設設置予定地の周辺で事業を営んでいる者等が含まれること。ただし、その意見はあくまでも生活環境の保全上の見地からのものに限られること。
- (9) 意見書の形式・媒体は特に問わないものであること。意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに氏名及び住所、対象事業の名称を日本語により記載すべきことを(3)の告示において明らかにすること。
- (10) 産業廃棄物処理施設の設置許可は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条から第51条までに規定する都市計画上の観点から審査されるものではない

が、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき都市計画決定がなされる産業廃棄物処理施設について設置許可を行う場合は、都市計画と十分な整合性が図られるよう都市計画担当部局と調整するとともに、当該施設に係る申請書等の告示及び縦覧、意見書の提出の手続を行うに当たっては、都市計画担当部局と緊密な連携をとって行うこと。

## 5．専門的知識を有する者の意見の聴取

- (1) 専門的知識を有する者の意見の聴取は、申請された産業廃棄物処理施設に係る設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かの科学的な判断に資する意見を聴取することを目的とするものであること。
- (2) 意見を聴取する者は、産業廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項について専門的知識を有し、当該事項について科学的見地から判断できる者であること。
- (3) 意見の聴取方法については、科学的見地からの必要な意見を聴取できるものであれば、特定の方法に限定されるものではなく、既存の審議会の場の活用、専門家への個別の意見の聴取等でも差し支えないものであること。
- (4) 意見を聴取する際には、申請書及び生活環境影響調査書と併せて、関係市町村長から聴取した意見及び利害関係者から提出された意見を提示すること。

## 6．経理的基礎

第1の4の例によること。

## 7．欠格要件

- (1) 第1の5(1)から(5)までの例によること。
- (2) 暴力団員等に関する欠格要件

設置若しくは譲受け等の許可又は合併の認可をするときは、法第23条の3第1項の規定により、法第14第3項第2号口からへまでに該当する事由の有無について、当該都道府県の区域を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の意見を聴取すること。

警察本部長への意見聴取は、別紙1に規則様式第18号、第26号又は第27号の写しを添付することにより、文書で行うこと。

警察本部長からは、該当する事由の有無について、文書で意見が陳述されること。

意見陳述がなされた場合にあっては、3ヶ月ごとに別紙2により許可又は不許可の結果を警察本部長に通知すること。

## 8．許可の条件

法第15条の2第3項の生活環境保全上必要な条件は、周辺地域の生活環境の保全についてなされた適正な配慮を担保するために付すものであること。

具体的には、例えば、産業廃棄物の搬入時間を指定することなどが考えられること。

## 9．使用前検査

産業廃棄物処理施設の使用開始前の検査の申請がなされた場合は、遅滞なく実地に検査を行うとともに、検査に当たっては、設置許可又は変更許可の申請の際に提出された書類、図面等との相違を確認しつつ、必ず設置者又は技術管理者の立会いのもと、当該施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合したものであることを確認すること。

(別紙 1)

第 号  
平成 年 月 日

警視総監又は道府県警察本部長 殿

都道府県知事

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による意見聴取について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づき、別紙の者に関する同法第 14 条第 3 項第 2 号口からへまでに該当する事由の有無について意見を聴取します。

(別紙2)

第 号  
平成 年 月 日

警視総監又は道府県警察本部長 殿

都道府県知事

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による処分結果について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の3第1項又は第2項により意見を聴取した者については、下記のとおり処分したので通知します。

記

意見陳述文書番号	氏名又は名称	処分結果